

## 第 13 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月9日(火) 午後3時00分～3時40分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人  
1番 金子 節夫  
2番 島田 信成  
3番 中野 文子  
4番 高田 洋子  
5番 齋藤 澄博  
6番 横山 宏  
7番 松島 章倫  
8番 横山 正行  
9番 中村 政五郎  
10番 小林 修

4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭  
専門主任 齊藤 利光

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第39号 非農地判断について

第3 報告

第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(横山)	それでは只今から、第13回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長(金井)	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長(横山)	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第13回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。  <会長挨拶>

事務局(國府田)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番齊藤澄博委員、議席番号6番横山宏委員を指名いたしますので、ご了承をお願いします。</p> <p>議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年7月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「私は個人事業主として古物商を営んでおり、古物市場で購入した物品を置くための用地を探していたところ、本件土地に関して売買の話がまとまったので申請するものです。」とのことです。</p> <p>転用目的は「露天資材置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>7番松島章倫委員</p>
7番（松島）	<p>7番松島です。7月4日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字秋妻字下川原地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は足利行田線から矢場川沿いに西に230メートルほどの所にあり、その他第二種農地で、農地としては不向きな農地でした。3班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>

	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「当社は、現在所有の隣接地を建築資材の置場にて使用しておりますが、現状の敷地内にて手狭になり、仮囲いを越える高さまで材料が積み上がっており、近隣住宅へご迷惑をかけてしまっているため、隣地所有者へ相談を行った際に、敷地の一部であれば検討する旨の答えを頂いたため申請します。」との事です。転用目的は「露天資材置場用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
9番(中村)	<p>9番中村政五郎委員</p> <p>9番中村です。7月4日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字鶉新田字内ノ原地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は邑楽町多々良沼公園より西へ300メートル程のところであり、その他の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
会長(横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>事務局(國府田)</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩致します。</p> <p>審議を再開致します。</p> <p>議案第39号非農地判断についてを議題とします、1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第39号、非農地判断について。次の通り、非農地判断を行うか審議の決定を求めます。令和6年7月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。議案書3ページをお開きください。それと、追加資料で今回用意しております航空写真(周辺状況)と書いてある航空写真をご覧頂きながらお願いを致します。今回判断を行う当該地の状況で御座います、先ず、立地としては、東側は山林と境内地、西側は通行量が非常に多い県道足利行田線、南側はJA邑楽館林ミートセンターと、三方向農地以外に囲まれておりまして、北側のみ農地が約1ヘクタール弱と小規模の連反性がある状況で、農地区分はその他農地の第二種農地と判断される所です。追加資料の一番頭をご覧頂けますでしょうか、「非農地判断実施要領」で御座いますが、平成30年5月に定めた「非農地判断実施要領」では非農地判断する農地については、その実施要領の2「非農地とする農地」と書いてある所で御座いますが①から③まで御座います、①過去1年以上農地として利用されていない、②所有者もしくは耕作者によって保全管理がされていない、③現況が「山林」「池沼」「原野」など、農地と判断できない状態にある。この3つ全て満たすものと定められている所です。</p> <p>今回の該当地につきましては、まず①、別添資料の一番最後のページをご覧頂きたいと思ひます、地理院地図1984-1986と書いてある所です。ご覧いただけます通り、こちら年代的にはおおよそ40年前から農地として使われていない状況、山林状態でありまして、国土地理院のホームページからの航空写真で確認出来る、ちなみにこの写真は国土地理院のホームページからデータをダウンロードしたものです。この航空写真によって確認が出来る所です。よって①を満たします。現況、この場所はもう農地として保全管理がなされておりません、よって②を満たします。③がご覧いただければおわかりになるところ現況が山林状態という所で、③を満たします。基準については全て満たすと思われまふ。また当該地は、先ほども申し上げましたが農地の連反性としては、北側に1ヘクタール未満の小規模の連反性がある第二種農地。東側は山林と境内</p>
-----------------	---

	<p>地、西側は通行量が非常に多い県道足利行田線、南側が J A 邑楽館林ミートセンターと、三方向農地以外に囲まれた、他には例の無い状況といった所、そして、第二種農地と先ほど申し上げた所ですが、要領で定められた非農地判断すべき優先順位は 2 位ではありますが、こういった状況から、第二種農地の中でも小規模の生産性の低い農地としての位置づけと考える事が出来ると思われます。以上を総合的に判断した結果、当該地については他にはない、ある意味特殊な状況下に位置しており、他と比較ならず、ここを非農地判断しても他に影響する恐れは低いと思われます。よって、今回、非農地判断をするにあたって、特段問題となる点は、現状無いと思われます。</p> <p>以上、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、所有者及び関係各所へ非農地通知することに決定いたしました。</p> <p>報告第 1 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1 番から 2 番まで事務局より一括して報告をお願いします。</p>
<p>会長 (横山)</p> <p>事務局 (國府田)</p>	<p>議案書 4 ページをご覧ください。報告第 1 4 号。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。次の通り農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和 6 年 7 月 9 日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地 (売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては 1 1 ページを参照して下さい。</p> <p>続いて、番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「土地分譲用地 (売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同様に 1 1 ページを参照して下さい。</p>

会長（横山）

以上、報告といたします。

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第13回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年7月9日

邑楽町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_